

転出された方へご案内

1. 転入の手続きは、新住所地に住み始めた日から14日以内に新住所地の市区町村で行ってください。
2. おもな手続きとして、次のようなものがあります。

内 容	三好市での手続き	担当窓口 (市外局番 0883)	新しい住所での手続き
国民健康保険	喪失届を提出し、保険証を返却してください。転出(予定)日の翌日に資格が喪失します。転出日と転入日が同日の場合は、転出日に資格が喪失します。	保険医務課 1階 7番窓口 Tel 72-7613	転入の際、申し出をしてください。転入先の世帯が国民健康保険に加入している場合は、保険証を持参してください。
後期高齢者医療保険	保険証を返却してください。 県外に転出される方は、負担区分等の証明書を受け取ってください。	保険医務課 1階 6番窓口 Tel 72-7613	後期高齢者医療被保険者証の交付申請をしてください。 県外から転入される方は、負担区分等証明書を提出してください。
子どもはぐくみ医療・ひとり親医療・重度医療等の受給対象者の方	喪失届を提出し医療受給者証を返却してください。		新しい市区町村の担当課でおたずねください。
介護保険の被保険者(65歳以上の方)	保険証を返却してください。	長寿・障害福祉課 1階 5番窓口 Tel 72-7612	介護保険の加入手続きをしてください。
要介護、要支援認定を受けている方	保険証を返却してください 介護保険受給資格証明書を受け取ってください。	又は 介護保険センター Tel 76-0030	介護保険受給資格証を提出し、介護保険の加入手続きをしてください。
障害者程度・支援区分の認定を受けている方	障害者程度区分認定証明書を受けてください。	長寿・障害福祉課 1階 5番窓口 Tel 72-7612	障害者区分認定証明書を提出してください。
障害福祉サービスの決定を受けている方	受給者証を返却してください。		新しい市区町村の担当課でおたずねください。
緊急通報サービスを受けている方	廃止届の手続きをしてください。		
児童手当	受給事由消滅届を提出してください。	子育て支援課 (子育て支援センター) Tel 72-7648	認定請求書の提出をしてください。
児童扶養手当	住所変更手続きをしてください。		新しい市区町村の担当課でおたずねください。
公立小学校・中学校に在学している児童生徒	学校で転校の手続きをしてください。	学校教育課 Tel 72-3555	入学の手続きをしてください。
印鑑登録証	印鑑登録証を返却してください。転出(予定)日に資格が喪失します。	市民課 1階 2番窓口 Tel 72-7609	必要な場合は、印鑑登録の手続きをしてください。
住基カード・個人番号カード	返却する必要はありません。 紛失されている場合には、手続きをしてください。 なお、電子証明書は住所を変更することで失効します。 また個人番号カードの申請中でまだカードを受け取っていない方は、申請が無効になります。		継続利用を希望される方は、カード、印鑑を持参して手続きをしてください。 電子証明書を引き続きご利用の方は再申請してください。 個人番号カード申請中の方は、新しい住所で再申請をしてください。
通知カード (※個人番号を通知したものです)			手続きはありません。マイナンバーの確認書類として使えなくなります。
* 新住所地での手続き等については、新住所地の市区町村窓口へお問い合わせください。			

- ・転出を取りやめた場合は、すみやかに転出証明書を市民課に持参して転出取り消しの届出をしてください。
- ・転出証明書の住所と異なったところに転入する場合は、転出証明書を新住所地の市町村に持参してください。